

## 郡山市シアン化合物を含有する豆類関係事務取扱要領

### 1 目的

この要領は、シアン化合物を含有する豆類（以下「当該豆類」という。）の取り扱い及び監視指導の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 シアン化合物含有豆類使用製あん業者の承認

本市の区域内において、当該豆類を用いて生あんを製造する場合には、シアン化合物含有豆類使用製あん業者（以下「承認製あん業者」という。）の承認を受けなければならないものであること。その申請手続及び承認方法等については、次によること。

#### (1) 承認の申請手続

承認製あん業者として承認を受けようとする者は、シアン化合物含有豆類使用承認申請書（様式第1号）に、設備の一覧表及び配置図〔食品衛生法（昭和22年法律第223号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」の中の生あんの製造基準により生あんを製造する設備を有することが分かるもの。〕を添えて、保健所長あて提出すること。

#### (2) 承認

保健所長は、申請書を受理したときは、法第13条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」の中の生あんの製造基準に適合する製造設備を有しているか否かを復命書（様式第2号）により調査し、法第13条第1項の規定に基づく生あんの製造基準により生あんを製造する設備を有し、その製造方法に支障がないと認められるものに対し、承認書（様式第3号）を交付し、シアン化合物含有豆類使用製あん業者名簿（様式第4号）の整備をする。

#### (3) 承認の取消

保健所長は、承認製あん業者が次の事項に該当する行為をしたときは、その承認を取消することがある。

なお、承認を取り消そうとする場合は、郡山市行政手続条例（平成8年郡山市条例第6号）第13条第1項の規定に基づき、当該承認製あん業者に聴聞又は弁明の機会を与える。

ア 法第13条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」の中の生あんの製造規準に違反したとき。

イ 購入した当該豆類を生あん原料以外の用途にし、又は他の業者に横流しを行ったとき。

ウ 製造した製あんからシアン化合物を検出したとき。

#### (4) 承認の抹消手続

承認製あん業者は、次の事項に該当したとき、シアン化合物含有豆類使用製あん業者承認抹消願（様式第5号）を保健所長あて提出すること。

ア シアン化合物含有豆類を取り扱わなくなったとき。

イ 法第55条の規定による菓子製造業を廃業したとき。

#### (5) 承認の抹消

保健所長は、承認抹消願により承認を抹消する。

#### (6) 承認事項の変更手続

承認製あん業者は、次の事項を変更したとき、シアン化合物含有豆類使用製あん業

者承認事項変更届（様式第6号）を保健所長あて提出すること。

- ア 承認製あん業者の住所
- イ 承認製あん業者が法人の場合、その代表者
- ウ 製造所の名称、屋号又は商号
- エ 設備及び設備の配置

(7) 承認事項の変更

保健所長は変更届を受理したときは、変更届により内容を審査〔(6)のエの変更の場合は、製造設備を調査する。〕し、シアン化合物含有豆類使用製あん業者名簿を整備する。

3 指導

- (1) 保健所長は、当該豆類を購入した承認製あん業者に対し、当該豆類購入したときは、直ちにシアン化合物含有豆類購入報告書（様式第7号）を提出させること。
- (2) 保健所長は、当該豆類を購入した承認製あん業者に対し、法第13条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」の中の生あんの製造基準に従って製造するよう指導するとともに、生あんの成分規格の検査を実施させ、その検査結果を提出するよう指導すること。

4 報告

保健所長は、承認製あん業者の報告に基づき又は承認製あん業者へ監視指導結果については、その都度、シアン化合物含有豆類処理簿（様式第8号）に記入しておくこと。

附則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 現に福島県知事の承認を受けている承認製あん業者は、この要領による「承認製あん業者」として承認を受けた者とみなす。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、改正前の要領2(2)の規定に基づき承認を受けている承認製あん業者については、なお従前の例による。

様式第1号

年 月 日

郡山市長

住所  
申請者  
氏名

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

シアン化合物含有豆類使用承認申請書

下記のとおり、シアン化合物を含有する豆類を使用して、生あんを製造したいので、承認くださるよう申請します。

記

製造所所在地	郡山市		
製造所の名称、屋号又は商号		電話番号	
		—	
食品衛生法第55条の規定に基づく菓子製造業の営業許可の許可年月日及び指令番号	年 月 日 指令 保 第 号		
1日の製あん能力	t/日		

(添付書類)

食品衛生法第13条第1項の規定に基づく「食品、添加物等の規格基準」中の生あんの製造基準により生あんを製造する設備を有することが分かる次の書類を添付すること。

- 1 設備の一覧表（つけ込み設備、煮込み設備、水槽等の名称、用途及び規格等を記載したもの。）
- 2 設備の配置図

## 復命書

別紙シアン化合物含有豆類使用承認申請に係る審査のため下記に出張しましたが、その状況は、下記のとおりです。

年 月 日

郡山市長様

郡山市保健所 食品衛生監視員

### 記

調査年月日	年 月 日	申請者氏名	
申請者住所		製造所所在地	
名称、屋号又は商号			
項 目		評 価	
1	温湯を用いて4時間以上行うことができるつけ込み設備を有しているか。	有 ・ 無	
2	渋切を1回以上行った後十分に煮沸を継続できる煮込み設備を有しているか。	有 ・ 無	
3	製あん機にかけて製あんした後、水槽で3回以上十分にさらすことができる設備を有しているか。	有 ・ 無	
生あんの製造基準に適合する設備の有無についての意見		適合する設備を有していると認められる。 適合する設備が無いと認められる。	

様式第3号

郡山市指令 保生第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあったシアン化合物を含有する豆類を用いる生あんの製造については、「シアン化合物を含有する豆類関係事務取扱要領」（平成9年4月1日施行）2の(2)により、シアン化合物含有豆類使用製あん業者として下記のとおり承認します。

年 月 日

郡 山 市 長 (氏 名) 印

記

1 製造所所在地

2 製造所の名称、屋号又は商号



様式第5号

年 月 日

郡 山 市 長

住 所

願出者

氏 名

〔 法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

シアン化合物含有豆類使用製あん業者承認抹消願

下記により、シアン化合物含有豆類使用製あん業者の承認を抹消願います。

記

1 製造所所在地

2 製造所の名称、屋号又は商号

3 指令番号

4 承認抹消理由

5 承認抹消理由にいたった年月日

年 月 日

様式第6号

年 月 日

郡 山 市 長

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕

シアン化合物含有豆類使用製あん業者承認事項変更届

下記のとおり、シアン化合物含有豆類使用製あん業者の承認事項を変更しましたので、  
届け出ます。

記

1 製造所所在地

2 製造所の名称、屋号又は商号

3 指令番号

4 変更事項

5 変更理由

6 変更年月日 年 月 日

(添付書類)

設備及び設備の配置を変更した場合は、次の書類を添付すること。

- 1 変更した設備の新旧対照表
- 2 変更後の設備の配置図



